

水戸市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年5月

水戸市

- 目 次 -

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1 新型インフルエンザ等対策の目標	3
2 発生段階の設定	4
3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
5 新型インフルエンザ等発生時に想定される被害及び対策	8
6 対策推進のための役割分担	9
7 行動計画の主要6項目に係る基本的な取組	11
(1) 実施体制	12
(2) サーベイランス・情報収集	14
(3) 情報提供・共有	14
(4) 予防・まん延防止	15
(5) 医療	17
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	19
第3章 各発生段階における対策	20
第1節 未発生期	21
1 実施体制	22
2 サーベイランス・情報収集	22
3 情報提供・共有	23
4 予防・まん延防止	24
5 医療	27
6 市民生活及び地域経済の安定の確保	30
第2節 海外発生期	31
1 実施体制	32
2 サーベイランス・情報収集	32
3 情報提供・共有	33
4 予防・まん延防止	34
5 医療	35
6 市民生活及び地域経済の安定の確保	37
第3節 国内発生期（県内未発生期）	38
1 実施体制	39
2 サーベイランス・情報収集	40
3 情報提供・共有	40
4 予防・まん延防止	41
5 医療	42

6	市民生活及び地域経済の安定の確保	43
第4節	県内発生早期	45
1	実施体制	46
2	サーベイランス・情報収集	46
3	情報提供・共有	47
4	予防・まん延防止	48
5	医療	50
6	市民生活及び地域経済の安定の確保	52
第5節	県内感染期	54
1	実施体制	55
2	サーベイランス・情報収集	56
3	情報提供・共有	56
4	予防・まん延防止	57
5	医療	59
6	市民生活及び地域経済の安定の確保	61
第6節	小康期	64
1	実施体制	65
2	サーベイランス・情報収集	66
3	情報提供・共有	66
4	予防・まん延防止	67
5	医療	67
6	市民生活及び地域経済の安定の確保	68
発生段階ごとの主な対策		69
用語解説		70
(参考資料) 水戸市新型インフルエンザ等対策における各部署の行うべき 分掌事務		75

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 新型インフルエンザ等の発生と危機管理

新型インフルエンザは、季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものである。ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、重篤な患者が多数発生するなど、大きな健康被害と、それに伴う深刻な社会的経済的ダメージをもたらすことが懸念されている。また、新型インフルエンザと同様の影響を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もあり、これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

近年、東南アジアなどを中心に鳥の間で高い病原性を示す鳥インフルエンザ（A/H5N1）が流行しており、人の感染や死亡例も報告されてきたが、平成 21 年（2009 年）4 月には、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となった。このインフルエンザの病原性は、これまでのものと同程度であったが、我が国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

最近では、平成 25 年（2013 年）3 月に、これまで例のなかった鳥インフルエンザ（A/H7N9）ウイルスの人への感染が中国において確認され、死亡者も出るなど、A/H7N9 型の鳥インフルエンザウイルスからも新型インフルエンザが発生するのではないかと懸念されている。新たなインフルエンザが発生し、まん延した場合であっても対応できる十分な危機管理体制が必要である。

そうした中、国は、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 20 年（2008 年）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）で対策が強化されたことを受け、平成 21 年（2009 年）2 月に行動計画を改定した。

同年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行では、我が国の健康被害の程度は、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この経験をとおして、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

これらの教訓等を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に行動計画を改定した。

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

国は、これまでの経験を踏まえ、平成 24 年（2012 年）5 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）を制定し、平成 25 年（2013 年）4 月に施行した。

この法律は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

（３）政府行動計画の策定

国は、特措法第 6 条の規定に基づき、平成 25 年（2013 年）6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応に加え、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示したものである。

（４）茨城県行動計画の策定

茨城県は、特措法第 7 条に基づき、政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、平成 26 年（2014 年）2 月に、「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）として策定した。

2 計画策定の趣旨

（１）市行動計画の目的

本市は、特措法第 8 条に規定される市町村行動計画として、「水戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定することとする。なお、本計画は、平成 21 年（2009 年）10 月に策定した「水戸市新型インフルエンザ対策行動指針」の全面改訂版として位置付けるものとする。

市行動計画は、県行動計画に基づき策定するもので、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示すものである。新型インフルエンザ等が発生した場合は、国から示される基本的対処方針や県の対策に基づき、市行動計画等に記載する対策から実施すべき対策を選択し決定することとする。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ア 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- イ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

（２）計画の見直し

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取入れ見直しを行う必要があり、政府行動計画及び県行動計画が変更された場合には適時適切に見直しを行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目標

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられている。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。また、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということも懸念される。このため、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理における重要な課題と位置付け、市民が安心して生活できるよう、市民の安全の確保と経済活動の維持を図るため、次の2点を主たる目標として対策を講じていく。

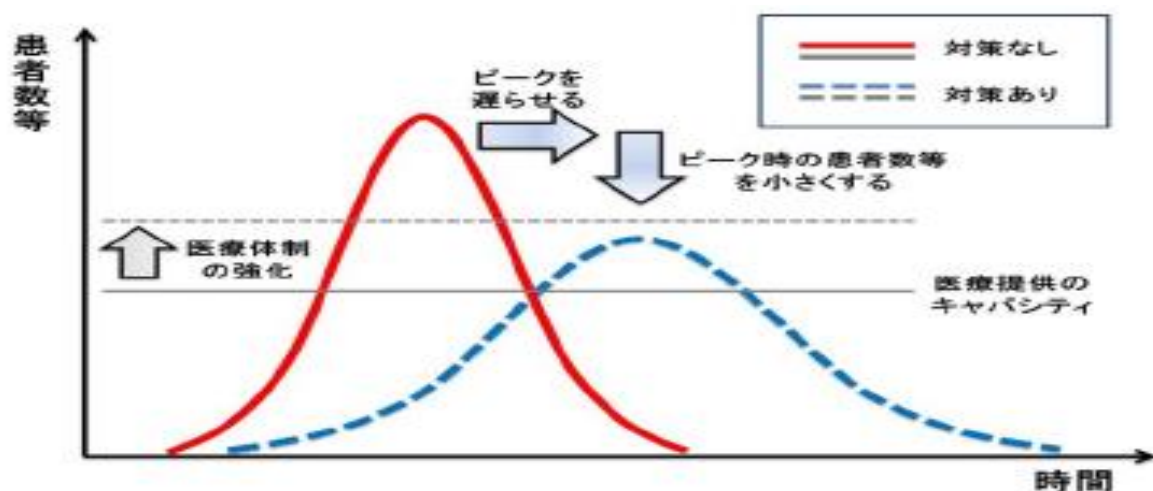
目標1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

目標2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 地域での感染症対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 業務継続計画の策定、実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



2 発生段階の設定

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対策が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

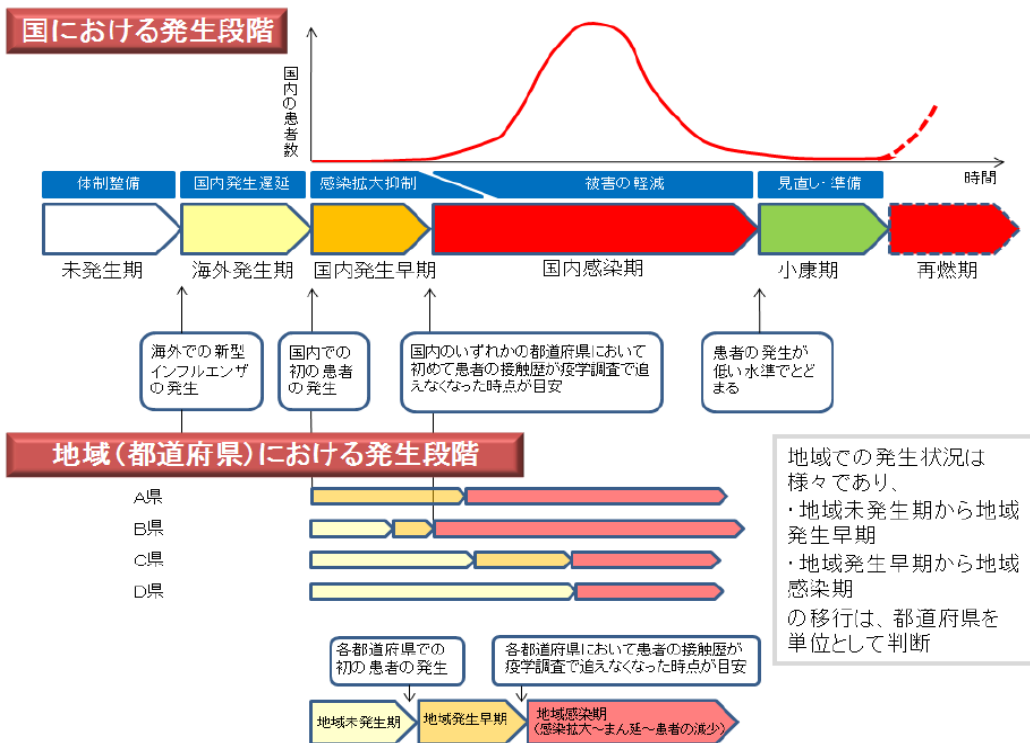
市行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内（県内）での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、県の発生段階を踏まえ、未発生期、海外発生期、国内発生期（県内未発生期）、県内発生早期、県内感染期、小康期の6つの段階に分類した。段階の移行については、茨城県が必要に応じて国と協議の上で判断することとされており、本市はその決定に基づき状況の進展に応じた対策に切り替えることとする。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

＜本市・県と国の発生段階＞

本市・県の発生段階(状態)	国の発生段階(状態)
未発生期 (新型インフルエンザ等が発生していない状態)	未発生期 (新型インフルエンザ等が発生していない状態)
海外発生期 (海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)	海外発生期 (海外で新型インフルエンザ等が発生した状態)
国内発生期(県内未発生期) (国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では患者が発生していない状態)	国内発生期 (国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
県内発生早期 (県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)	
県内感染期 * 感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む (県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)	国内感染期 (国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態)
小康期 (県内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)	小康期 (新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態)

<国及び地域（都道府県）における発生段階>



3 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合や想定を上回る速さで感染が拡大する場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すこととする。

また、地理的条件、交通事情、医療体制をはじめとした様々な地域性を考慮しながら、各種対策を総合的、効果的に組合わせてバランスのとれた戦略を目指すとともに、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、国や県と連携を保ちながら、次の点を戦略の柱とし一連の流れをもって対応することとする。

なお、新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性、感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に考慮し、市行動計画に記載するものの中から実施すべき対策を選択し決定する。

(1) 発生段階ごとの対策

ア 未発生期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、本市における医療体制の整備、個人防護

具や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄，市民に対する啓発や市，医療機関，事業者等による業務継続計画等の作成など，発生に備えた事前の準備を行う。

イ 海外発生期

新型インフルエンザ等が海外で発生した段階では，直ちに，対策実施のための体制に切り替える。また，国，県が行う検疫の強化に協力し，病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることはもとより，国内への侵入を想定して対策を実施する。

ウ 国内発生期（県内未発生期），県内発生早期

国内の発生当初の段階では，患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療，感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また，病原性に応じては，茨城県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請について周知を図るとともに，感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお，国内外の発生当初の段階で，病原性，感染力等に関する情報が限られている場合には，過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し，強力な対策を実施するが，常に新しい情報を収集し，対策の必要性を評価し，更なる情報が得られ次第，適切な対策へと切り替えることとする。また，状況の進展に応じて必要性の低下した対策についてはその縮小，中止を図るなど見直しを行うこととする。

エ 県内感染期

感染が拡大した段階では，国，県，本市，事業者等は相互に連携して，医療の確保や国民生活，国民経済の維持のために最大限の努力をする必要があるが，社会は緊張し，様々な事態が生じることが想定される。したがって，あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ，社会の状況を把握し，状況に応じて臨機応変に対処していく。

(2) 社会全体で取組む感染対策

ア 総合的な対策の推進

新型インフルエンザ等への対策は，社会全体で取組むことにより効果が期待されるものであり，茨城県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請，各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と，ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組合せて総合的に実施する。

イ 事業者における対応

全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん，感染拡大を防止する観点から，継続する重要業務を絞込むなどの対策を実施することについて積極的に検討する。

また，事業者の従業員のり患等により，一定期間，事業所のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

ウ 市民一人一人による感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するために

は、国、県、本市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策を基本に、特に、治療薬やワクチンのない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、より一層の公衆衛生対策への取組を促進する。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、本市、指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生したときに特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、茨城県が行う医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等に協力するに当たり、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）県等との連携協力の確保

水戸市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、茨城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、市域に係る新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、必要に応じ、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

（４）記録の作成、保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 新型インフルエンザ等発生時に想定される被害及び対策

(1) 新型インフルエンザ等発生時に想定される被害

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、想定される被害として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することになる。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（ウイルスの病原性、感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であるが、国及び県の行動計画では、米国疾病予防管理センターの推計モデル（FluAid2.0 著者 Meltzer ら 2000年7月）を用い、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して流行規模を推計している。

本市における外来患者数、入院患者数及び死亡者数の想定は、人口規模から、県の数値の9%程度になると考えられる。

<想定される被害>

新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない推計である。

◇被害の想定 罹患率：25%

◇致命率：アジアインフルエンザ等を中等度 0.53%
スペインインフルエンザを重度 2.0%

	水戸市(約 27 万人)	茨城県(約 300 万人)	全国(約 1 億 2,700 万人)
外来患者数	約 27,900 人～52,200 人 (中間値 約 36,000 人)	約 31 万人～58 万人 (中間値 約 40 万人)	約 1,300 万人～2,500 万人 (中間値 約 1,700 万人)

	水戸市		茨城県		全国	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	1,170 人	4,320 人	13,000 人	48,000 人	53 万人	200 万人
死亡者数	360 人	1,350 人	4,000 人	15,000 人	17 万人	64 万人

これらの想定については、多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、国は最新の科学的知見の収集に努め必要に応じて見直しを行うこととしている。

※ 通常の季節性インフルエンザの感染者数は国内で推定 1,000 万人（国の人口の約 8%）と言われている。また、直接的及び間接的に季節性インフルエンザの流行による死亡者数を推計すると、日本で年間約 1 万人（感染者の約 0.1%）と推計されている。（厚生労働省：新型インフルエンザに関する Q&A より）

なお、新感染症については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、本市の危機管理として対応する必要があるとあり、併せて特措法の対象となっている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対応を検討、実施することとなる。このため、これまでの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対応を基本としつつも、空気感染も念頭に置き対策を実施する。

（２）新型インフルエンザ等発生時に想定される社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 全市民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤する。

（３）新型インフルエンザ等発生時における対策

ひとたび、新型インフルエンザ等が発生すると、その被害や社会にもたらす影響が非常に大きなものとなる懸念もあり、国、県、本市、関係機関等、市民は適切な対応を速やかに行っていくことが必要となる。

そのため、市民が安心して生活できるよう、市民の安全の確保と経済活動の維持を図るため、新型インフルエンザ等の被害を最小限に食い止める対策を発生段階ごとに適切に実施することとする。

6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、本市、関係機関等、市民のそれぞれが役割分担したうえで、連携、協力して推進することとする。

<p>(1) 国の役割</p>
<p>ア 新型インフルエンザ等の発生時には、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>イ 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。</p> <p>ウ WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>エ 未発生期は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>オ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <p>カ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。</p>
<p>(2) 県の役割</p>
<p>ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を果たす。</p> <p>ウ 対策の実施に当たっては、国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図り、また、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。</p>
<p>(3) 本市の役割</p>
<p>ア 新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針や県の対策に基づくとともに、市行動計画を踏まえ対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>イ 市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国の基本的対処方針や県の対策に基づき、的確に対策を実施する。</p> <p>ウ 対策の実施に当たっては、県や近隣市町村、医療機関、市医師会等関係機関と緊密な連携を図る。</p>
<p>(4) 医療機関の役割</p>
<p>ア 健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、未発生期から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。</p> <p>イ 未発生期から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。</p> <p>ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医</p>

療機関が連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。 エ 新型インフルエンザ等のまん延防止のために行う予防接種への協力を行う。
(5) 指定（地方）公共機関の役割
新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
(6) 登録事業者の役割
ア 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、未発生期から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。 イ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。
(7) 一般の事業者の役割
ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。 イ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。 ウ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。
(8) 市民の役割
ア 未発生期から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。 イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

7 行動計画の主要 6 項目に係る基本的な取組

新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目標

目標 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

目標 2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ことを達成するための具体的な対策について、以下の 6 項目に分類することとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保 |
|---|

また、各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりとする。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命、健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会、経済活動の縮小、停滞を招くおそれがあり、水戸市新型インフルエンザ等対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）等を開催し、本市全体の危機管理における問題として全庁一体となった取組を推進する。

【職員の初動体制】

職員の動員配備の決定基準は、新型インフルエンザ等の発生症状により、次のとおり定める。

発生段階	基準	体制区分	【決定者】
海外発生期	海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合	連絡配備	【地域安全課長】
	<ul style="list-style-type: none"> ・海外において新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が対策本部を設置した場合 ・国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合 	連絡会議体制	【市民協働部長】
国内発生期 (県内未発生期)	国内において新型インフルエンザ等が発生したと国が発表した場合	警戒本部体制	【主幹副市長】
県内発生早期 県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言された場合 ・県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合 	対策本部体制	【市長】

(2) サーベイランス・情報収集

本市は、茨城県が行う下記のサーベイランス・情報収集に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

ア 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集、分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速に定期的に還元する。

イ 海外発生期から県内発生早期まで

県は、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集、分析を行う。

ウ 県内感染期において患者の臨床像等の特徴に関する情報が蓄積された段階

この時点においては、患者の全数把握の意義が低下し、医療現場の負担も過大となることから、県は、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切替える。

市は、県などと連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、適宜協力を行う。

エ 情報の活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市等における体制整備等に活用する。

地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報を医療機関における診療に役立てる。

オ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

県は、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、本市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、本市、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意することとする。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられるため、高齢者や障害者など情報の届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、広報紙、ホームページ、携帯サイトなどのほか、防災行政無線等利用可能なあらゆる媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

いざ発生したときに市民に正しく行動してもらうために、発生前において、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供を行う。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健センターは、教育委員会と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報を提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることとする。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打消す情報を発信する必要がある。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、その内容の統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信するため、市対策本部に広報班を設置する。

広報班は、新型インフルエンザ等の発生時において、以下の業務を行う。

- 新型インフルエンザ等の発生状況や、実施する対策の状況等の情報の集約、整理を行う。
- 市民や医療機関等に対して、ニーズに沿った情報を発信する。その際、受取手や媒体に合わせ、情報を分かりやすく編集、加工する。
- 市民、医療機関及びメディア等からの問合せ等に対応する。

また、提供する情報の内容に応じ、適切な者から情報を発信する。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の相談窓口を設置するなど、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に生かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等をできる限り抑え、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制を対応可能な範囲内に収めることにつながる。

まん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組合せて行うこととなるが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会、経済活動に影響を与える面もあることから、茨城県が県内での対策の効果や発生状況の変化に応じて、決定、実施する対策を踏まえ、本市としての対策の実施、継続、縮小、中止を決定する。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

- 国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）などの感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、主に国内発生早期において、茨城県が措置を実施する地域に指定された場合、本市は、茨城県が必要に応じて行う、不要不急の外出の自粛要請等を踏まえ、県からの要請に応じて適宜協力を行う。

(イ) 地域対策・職場対策

- 国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策を、より強化して実施するよう促す。

(ウ) その他

- 海外で発生した際には、国において、入国者の検疫強化（隔離・停留等）等の水際対策を実施し、県においても国と連携し、入国者の健康監視を開始するとしている。本市は、国や県が実施する検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。国において、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済ワクチンの一部を用いて有効性、安全性についての臨床研究を推進するとしている。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(イ) 予防接種の種類

新型インフルエンザ等発生時の予防接種については、次の2種類がある。

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者並びに、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員が対象となる特定接種
- 全国民（在留外国人を含む。）を対象として行われる住民接種

(ウ) 予防接種の接種体制

特定接種の対象となる事業者及び国家公務員については、国を実施主体として、地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施することとなる。

また、住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施することとなるため、市医師会等と連携のうえ、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性について基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

本市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対する協力の要請又は指示（以下「要請等」という。）を県へ要請する。

(5) 医療

ア 本市は、茨城県が行う下記の医療に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

医療に関する県の対策

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合において、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることで、社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

イ 医療体制整備の考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的、効果的に医療を提供できる体制を事前に計画する。

新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集を行う。

ウ 未発生期における医療体制の整備

二次保健医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、市郡医師会、地域薬剤師会、地域の公立病院等の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

エ 発生時における医療体制の維持，確保

(ア) 「帰国者・接触者相談センター」の設置

「帰国者・接触者相談センター」を設置し，その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については，一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

(イ) 「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い，発生源からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために，県内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは，各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

(ウ) 入院治療協力医療機関における治療

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には，医療の提供は，患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから，各地域に，感染症指定医療機関及び公的医療機関等を中心として「入院治療協力医療機関」を確保する。

病原性が低いことが判明しない限り，原則として，感染症法に基づき，新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関に入院させる。このため，地域においては，感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく。

また，国内での発生の早期の段階では，新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから，サーベイランスで得られた情報を最大限活用し，発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

(エ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関

新型インフルエンザ等の患者は，帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから，帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて，医療機関内においては，新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い，院内での感染防止に努める。

また，医療従事者は，マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理，ワクチンの接種を行い，十分な防御なく患者と接触した際には，必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

オ 患者等の増加への対応

患者等が増加してきた段階において，帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には，帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等，通常，感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また，患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう，重症者は入院，軽症者は在宅療養に振分け，医療体制の確保を図ることとする。

その際，感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう，地域においては，事前に，その活用計画を策定しておく必要がある。また，在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

カ 関係機関相互の連携の強化

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会や市郡医師会等の関係機関とのネットワークの活用が重要である。特に、重症化しやすい小児や妊婦、人工透析患者等への対策を講ずるため、県小児科医会、県産婦人科医会、県人工透析談話会等との連携を強化する。

キ 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

ク 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄

- 国の指示に従い、県民の 45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。
- インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、国の助言等を踏まえ、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

イ 県内感染期等において、県、医療機関等の関係機関、団体と連携しながら、在宅で療養する患者に対して、見回り、食事提供等の支援を行う。

(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、流行が約 8 週間程度続くといわれている。また、本人や家族のり患等により、職場で多くの欠勤者が出るのが想定され、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活、地域経済への影響を最小限にできるよう、県、指定（地方）公共団体、登録事業者と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行うとともに、一般の事業者においても事前の準備を行うよう要請する。

また、在宅の高齢者、障害者等の要援護者の生活の支援等の対応を図る。

第3章 各発生段階における対策

次に掲げる発生段階ごとに、主要6項目の個別の対策に取り組む。

個々の対策については、その具体的な実施時期は計画に位置付けられている段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、各段階を目安として、必要な対策を柔軟に実施する。対策の実施や中止時期の判断の方法については、対応マニュアル等に定めることとする。

- | | |
|------------|----------------------|
| 第1節 | 未発生期 |
| 第2節 | 海外発生期 |
| 第3節 | 国内発生期（県内未発生期） |
| 第4節 | 県内発生早期 |
| 第5節 | 県内感染期 |
| 第6節 | 小康期 |

第1節 未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ○ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国，県等関係機関との連携の下に情報収集に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国，県等関係機関との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国，県等関係機関から継続的に情報収集を行う。

本市が実施する対策の概要
1 実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画等の策定 ・ 取組体制の整備や連携強化（訓練の実施等） ・ 業務継続計画の作成
2 サーベイランス・情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のサーベイランスの実施への協力
3 情報提供・共有
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の国民への情報提供体制の整備 ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報提供，個人対策の普及 ・ 相談窓口の設置準備
4 予防・まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人対策の普及，職場対策の周知 ・ 衛生資器材の備蓄（マスク，消毒薬等） ・ 予防接種体制の構築等 <ul style="list-style-type: none"> ■特定接種…接種体制の構築 ■住民接種…接種体制の構築，広域協定の締結，実施方法の検討等

5 医療
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う医療対策に協力 ・ 救急隊員等搬送従事者個人防護具の備蓄
6 市民生活及び地域経済の安定の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者の把握，生活支援（見回り，食事の提供等，搬送，死亡時の対応等）方法の決定 ・ 火葬能力，遺体安置施設等の把握 ・ 火葬作業用手袋，マスク等の備蓄

1 実施体制	
---------------	--

担当部	市民協働部，保健福祉部，総務部
-----	-----------------

1-1 行動計画等の策定

- 本市は，特措法の規定に基づき，発生前から，新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画やマニュアルの作成を行い，国，県の動向を踏まえ，必要に応じて見直していく。

1-2 体制の整備及び関係機関等との連携強化

- 国，県等関係機関と連携し，新型インフルエンザ等の発生に備え，平時から情報交換や連絡体制の確認，訓練等を実施する。
- 本市は，新型インフルエンザ等が発生した場合に，対策を的確に実施するとともに，優先的かつ継続して実施する必要がある業務を維持するため業務継続計画を作成する。

2 サーベイランス・情報収集	
-----------------------	--

担当部	市民協働部，生活環境部，保健福祉部，教育委員会，産業経済部
-----	-------------------------------

2-1 サーベイランス・情報収集

- 本市は，茨城県が行う下記のサーベイランスに関する対策について，積極的に情報の収集に努めるとともに，適宜協力を行う。

<p>サーベイランス・情報収集に関する県の対策</p> <p>【情報収集】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省等関係機関を通じ，新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（保健予防課） <p><情報収集源></p> <p>国際機関（WHO，OIE 等），国立感染症研究所，独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所，検疫所等</p>
--

【通常のサーベイランス】

- 人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（約120の医療機関）において患者発生の動向を調査し、全県的な流行状況について把握する。（保健予防課，保健所，衛生研究所，医療機関）
- 指定届出機関の中の約26の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。（保健予防課，保健所，衛生研究所，医療機関）
- インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（保健予防課，保健所，衛生研究所，医療機関）
- 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖，休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（保健予防課，保健所，衛生研究所，医療機関，学校等）
- 国民の免疫の状況を把握するために国が実施する，インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。（保健予防課，衛生研究所）
- 国等と連携し，鳥類，豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集を行う。（環境政策課，畜産課，保健予防課）

【調査研究】

- 新型インフルエンザ等の県内発生時に，迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう，国との連携等の体制整備を図る。（保健予防課）

【県内で初発患者が発見された場合の対応】

- サーベイランスにより，本県において，新型インフルエンザ等の初発患者が発見された場合には，感染症指定医療機関等において当該患者の入院措置・治療を行うとともに，直ちに県内発生早期の措置を講ずる。
- PCR検査等の結果が判明する前においても，臨床症状等から新型インフルエンザ等の発生が疑わしい場合には，県内発生早期における患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者の対応（外出自粛要請，健康観察等）などの措置を行うこととする。

3 情報提供・共有	
------------------	--

担当部	市長公室，市民協働部，保健福祉部
-----	------------------

3-1 継続的な情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について，市ホームページ，市の広報紙等利用可能媒体を状況に応じ適切に活用し，継続的に分かりやすい情報提供を行う。

<情報提供のため利用可能な媒体等>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞, テレビ, ラジオ ・ 広報みと ・ 防災無線 ・ ソーシャルネットワークサービス (LINE, Facebook, Twitter) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水戸市ホームページ ・ 水戸市メールマガジン

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい, 人混みを避ける等, 季節性のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

3-2 体制整備

- 情報提供・共有の体制整備として以下を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時における, 発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由, 対策の実施主体を明確にすること等)について検討を行い, あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備え, 情報を集約して分かりやすく一元的に発信するため市対策本部に組織する広報班の役割や情報提供方法等を具体的に決定する。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時に備え, 配慮を要する高齢者施設や障害者施設等への情報提供体制を確立する。
 - ・ 国, 県や市医師会等関係機関とリアルタイムかつ双方向の情報共有をするため, インターネット等を活用する。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時に, 市民からの相談に速やかに応じるため相談窓口の設置準備を進める。

4 予防・まん延防止	
-------------------	--

担当部	市長公室, 市民協働部, 保健福祉部, 産業経済部
-----	---------------------------

4-1 対策実施のための準備

(1) 個人における対策の普及

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい, 人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また, 自らの発症が疑われる場合は, 帰国者・接触者相談センターに連絡し, 指示を仰ぎ, 感染を広げないように不要な外出を控えること, マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について普及促進を図る。
- 茨城県が行う新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての普及促進を図る。

第1節 未発生期

(2) 地域対策・職場対策の周知

- 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策や、新型インフルエンザ等緊急事態において茨城県が行う施設の使用制限の要請等の対策について、周知を図るための準備を行う。

(3) 衛生資器材の備蓄

- 新型インフルエンザ等対策を含めた業務を継続するために必要な衛生資器材（消毒薬、マスク等）の備蓄を行う。

(4) 水際対策の準備への協力

- 本市は、茨城県が行う下記の水際対策の準備に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

水際対策の準備に関する県の対策

- 検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に関する疫学調査等について、検疫所との連携を強化する。（保健予防課、空港対策課、港湾課）

4-2 予防接種

(1) ワクチンの生産等に関する情報の収集

- 国が行うプレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄、ワクチンの流通体制に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(2) 特定接種

- 特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- 国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

<特定接種について>**1 特定接種とは**

特措法第28条の規定に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

2 特定接種の対象となり得る者

(1) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

(2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

(3) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

なお、接種総枠、対象、接種順位等については、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を、政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

3 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

(3) 住民接種

- 国、県の協力を得ながら、特措法46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市民が本市以外の市町村でも接種が受けられるよう努める。
- 国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知、予約の方法等に係るマニュアルを策定、接種を実施するための具体的な準備を行う。

<住民接種について>

1 住民接種とは

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれないようにするため、全国民（在留外国人を含む）を対象に行われる臨時の予防接種をいう。

緊急事態宣言が行われている場合においては、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

2 住民接種の接種対象者

特定接種対象者以外の接種対象者については、国は次の4群に分類することを基本とする。

- (1) 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患，心臓血管系疾患を有する者等，発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - 基礎疾患を有する者
 - 妊婦
- (2) 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- (3) 成人・若年者
- (4) 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

なお、接種順位については、政府対策本部においてこの分類に基づき決定される。

3 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市医師会等関係機関や医療機関と連携のうえ、接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

(4) 情報提供

- 新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制，接種体制といった基本的な情報について情報提供を行い，市民への普及促進を図る。

5 医療	
-------------	--

担当部	保健福祉部，消防本部
------------	------------

5-1 医療

- 本市は，茨城県が行う下記の医療に関する対策について，積極的に情報の収集に努めるとともに，適宜協力を行う。

医療に関する県の対策**【地域医療体制の整備】**

- 原則として二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、市郡医師会、地域の薬剤師会、地域の中核的医療機関（感染症指定医療機関、公的医療機関、国立病院機構・大学病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連絡をとりながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（保健予防課、保健所、医療機関、市町村、消防安全課等）
- 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行い、具体的な内容を定めておく。（保健予防課、保健所）
- 県において、帰国者・接触者相談センターの設置準備を進めるとともに医療機関に対して、帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等を中心とする入院治療協力医療機関での新型インフルエンザ等患者の受入準備を進めるよう要請する。（保健予防課、保健所）
- 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。（保健予防課、保健所）
- 新型インフルエンザ等の発生時に、県医師会や市郡医師会と速やかに情報共有できる体制を整備する。（保健予防課）
- 重症化しやすい小児や妊婦、人工透析患者等の医療体制等については、小児科医会、産婦人科医会、人工透析談話会と協議の上、対応策を構築しておく。（保健予防課）
- 新型インフルエンザ等の発生時に県薬剤師会、県医薬品卸業組合、県医療機器販売業協会等と速やかに情報共有できる体制を整備する。（薬務課、保健予防課）

【県内感染期に備えた医療の確保】

- 県内感染期に備え、以下の対策を進める。（保健予防課、厚生総務課、保健所）
 - ・ 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。
 - ・ 帰国者・接触者外来の必要数を把握する。
 - ・ 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、「入院治療協力医療機関」として、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。
 - ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
 - ・ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討を行う。
 - ・ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされ

る医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

- 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。(福祉指導課, 子ども家庭課, 長寿福祉課, 障害福祉課等)
- 県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請する。(消防安全課)

【手引き等の周知, 研修等】

- 国の策定する手引き(新型インフルエンザ等の診断, トリアージを含む治療方針, 院内感染対策, 患者の移送等に関するもの)について, 医療機関等に周知する。(厚生総務課, 保健予防課, 保健所)
- 国と協力し, 医療従事者等に対し県内発生を想定した研修や訓練を行う。(厚生総務課, 保健予防課)

【医療資器材の整備】

- 感染症指定医療機関等における必要な医療資器材(个人防护具, 人工呼吸器等)や増床の余地に関して調査を行った上, あらかじめ十分な量を備蓄・整備する。(保健予防課, 薬務課)
- 感染症患者に対応可能なICUやPICUなど重症患者のための医療設備について, 必要数の調査を行った上, 国の補助制度等を活用しながら, 整備を進める。(保健予防課, 医療対策課)

【検査体制の整備】

- 国の技術的支援を受けながら, 衛生研究所において, 新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。(衛生研究所)

【医療機関等への情報提供体制の整備】

- 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報について, 医療機関等及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(保健予防課)

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- 厚生労働省の要請に基づき, 国, 県併せて県民の45%に相当する量を目標として, 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(薬務課, 保健予防課)

【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

- 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し, 新型インフルエンザ発生時に, 円滑に供給される体制を構築するとともに, 医療機関や薬局, 医薬品卸売業者に対し, 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(薬務課)

6 市民生活及び地域経済安定の確保	
--------------------------	--

担当部	生活環境部, 保健福祉部, 消防本部
------------	--------------------

6-1 業務計画等の策定

- 本市は、茨城県が行う下記の業務計画等の策定に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

業務計画等の策定に関する県の対策

- 指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（保健予防課、各法人の主管課）

6-2 物資供給の要請等

- 本市は、茨城県が行う下記の物資供給の要請に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

物資供給の要請等に関する県の対策

- 国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の製造・流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の製造の継続と流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。（薬務課、販売流通課など関係課所）

6-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- 国、県と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を定めておく。

6-4 火葬能力等の把握

- 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備し、県と情報共有を行う。

6-5 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備、若しくは点検を行う。

第2節 海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○ 海外において、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の国内（県内）侵入をできるだけ遅らせ、国内（県内）発生の遅延と早期発見に努める。 2) 国内（県内）発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性、感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内（県内）発生に備え、国内（県内）発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 4) 国が検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努めている間に、市民生活及び地域経済の安定のための準備、予防接種体制の構築等、国内（県内）発生に備えた体制整備を急ぐ。

本市が実施する対策の概要
1 実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策連絡会議の設置，開催
2 サーベイランス・情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のサーベイランスの実施への協力 ・ 学校サーベイランスの強化への協力
3 情報提供・共有
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外での発生状況等について情報提供 ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報提供，個人対策の普及 ・ 相談窓口の設置
4 予防・まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人対策の普及，職場対策の周知 ・ 学校等の市施設の感染対策の実施 ・ 特定接種の準備，開始（国が対象者，接種順位を決定） ・ 住民接種の準備

5 医療
・ 県が行う医療対策に協力
6 市民生活及び地域経済の安定の確保
・ 遺体の一時的安置施設の確保準備

1 実施体制

担当部	市民協働部, 保健福祉部
-----	--------------

1-1 体制強化

- 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、市対策本部事務局（地域安全課及び保健センター）が県や関係機関等から情報収集に努め、市の対応を確認する。
- 海外において新型インフルエンザ等が発生し、国、県が対策本部を設置した場合には、水戸市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「市対策連絡会議」という。）を設置し、収集した情報や国が決定した基本的対処方針や県の対策を確認し、市行動計画等に基づく対策を行う。
- 海外において発生した新型インフルエンザ等について、国が症状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と判断した場合は、感染症法に基づく各種対策を実施する。

1-2 関係機関との連携

- 住民に対する予防接種の実施に当たって、市医師会等関係機関や医療機関と連絡調整を密にし、連携を図る。

2 サーベイランス・情報収集

担当部	市民協働部, 保健福祉部, 教育委員会
-----	---------------------

2-1 サーベイランス・情報収集

- 本市は、茨城県が行う下記のサーベイランス・情報収集に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

【情報収集】

- 厚生労働省等関係機関を通じ、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や、対策等に関する国内外の情報を収集する。（保健予防課）

<情報収集源>

国際機関（WHO, OIE 等）、国立感染症研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所、検疫所等

【サーベイランス】

- インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(保健予防課, 保健所, 衛生研究所, 医療機関)
- 国内(県内)における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し, 新型インフルエンザ等の特徴の分析を行うため, 全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)の届出を求め, 全数把握を開始する。(保健予防課, 保健所, 衛生研究所, 医療機関)
- 新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため, 入院患者の全数把握を開始する。(保健予防課, 保健所, 衛生研究所, 医療機関)
- 感染拡大を早期に探知するため, 学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(保健予防課, 保健体育課, 私学振興室, 子ども家庭課, 保健所, 衛生研究所, 医療機関, 学校等)

3 情報提供・共有

担当部	市長公室, 市民協働部, 保健福祉部
-----	--------------------

3-1 情報提供

- 新型インフルエンザ等の海外での発生状況, 現在の対策, 県内で発生した場合に必要な対策等を, 対策の決定プロセス, 対策の理由, 対策の実施主体を明確にしながら, 情報の届きにくい人にも配慮し, ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用し, 理解しやすい内容で, できる限りリアルタイムに情報提供し, 注意喚起を行う。
- 市対策連絡会議に広報班を設置し, 一元的に情報を集約・整理し, 発信する。また, 提供する情報の内容に応じ, 対策の実施主体となる関係部・課が情報を提供する場合には, 適切に情報提供できるよう, 広報班において調整する。
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい, 人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに, 2週間程度の食料品等生活必需品やマスク等の備蓄を勧奨する。

3-2 情報共有

- 国, 県や市医師会等関係機関とのインターネットやメール等を利用した, できる限りリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

3-3 相談窓口の設置

- 国が作成するQ&A等を活用し, 市民からの問合せに対応できる相談窓口を設置し, 適切な情報提供に努める。

4 予防・まん延防止	
-------------------	--

担当部	総務部, 市民協働部, 保健福祉部, 教育委員会
-----	--------------------------

4-1 国内（県内）での感染拡大防止策の準備への協力

- 本市は、茨城県が行う下記の国内（県内）での感染拡大防止策の準備に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

国内（県内）での感染拡大防止策の準備に関する県の対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内（県内）における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。（保健予防課、保健所、医療機関） ○ 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（保健予防課） |
|--|

4-2 本市の感染拡大防止対策

- 病院、高齢者等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- 本市が所管する施設（学校、福祉施設等）の管理者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等を勧奨するとともに、施設に手指消毒液を設置する等の感染対策を行う。

4-3 水際対策への協力

- 本市は、茨城県が行う下記の水際対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

水際対策に関する県の対策

【発生疑いの場合の対策開始】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表前であっても、国において水際対策を開始することとされている。この場合、県においても国と連携し、入国者の健康監視を開始する。（国、保健予防課、保健所、空港対策課、港湾課） |
|--|

【検疫】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 検疫の強化については、国が、病原体の病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行うが、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。それに伴い、県においても入国者の健康監視を中止する。（国、保健予防課、保健所、空港対策課、港湾課） |
|---|

4-4 予防接種

(1) ワクチンの生産等に関する情報の収集

- 国、県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(2) ワクチンの供給体制等に関する情報の収集

- 政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、ワクチンの供給量について国が作成する計画や流通管理に関する情報を収集する。

(3) 特定接種

- 県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- 国、県等と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の特定接種対象者に対して、集団的な接種を基本に、本人の同意を得て接種を行う。

(4) 住民接種

- 市医師会等関係機関や医療機関と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

(5) 情報提供

- 国、県等と連携して、国から得た、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報の積極的な提供を行う。

5 医療	
-------------	--

担当部	保健福祉部、消防本部
-----	------------

5-1 医療

- 本市は、茨城県が行う下記の医療に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

医療に関する県の対策

【新型インフルエンザ等の症例定義】

- 国の示す新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。(保健予防課)

【医療体制の整備】

- 発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。(保健予防課、保健所)

- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会、市郡医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。(保健予防課、保健所)
- 帰国者・接触者外来を有する医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(保健予防課、保健所)
- 新型インフルエンザ等患者の入院治療を行う感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に対し、入院治療が必要な患者の受入れ準備を要請する。(保健予防課、保健所)
- 県薬剤師会、県医薬品卸業組合に対し、抗インフルエンザウイルス薬等の供給及びその取り扱いについて協力を依頼する。(薬務課、保健予防課)
- 新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型等の同定を行い、その後国立感染症研究所で確認をする。(保健所、衛生研究所)

【帰国者・接触者相談センターの設置】

- 帰国者・接触者相談センターを設置する。(保健予防課、保健所)
- 発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

【医療機関等への情報提供】

- 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を収集し、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健予防課)

【検査体制の整備】

- 国の技術的支援を受けながら、衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を速やかに整備する。(衛生研究所)

【抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用等】

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。(薬務課、保健予防課)
- 国と連携し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう、医療機関に対し要請する。(保健予防課、薬務課、保健所)
- 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。(薬務課)

6 市民生活及び地域経済安定の確保	
--------------------------	--

担当部	生活環境部, 保健福祉部, 産業経済部, 消防本部
-----	---------------------------

6-1 事業者の対応

- 本市は、茨城県が行う下記の事業者への対応策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

事業者の対応に関する県の対策

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(保健予防課, 中小企業課など関係課所)

6-2 遺体の火葬・安置

- 県内感染期等において、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

6-3 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備, 若しくは点検を行う。

第3節 国内発生期（県内未発生期）

○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内においては患者が発生していない状態

対策の目的

- 1) 県内の発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 新型インフルエンザ等の県内での発生をできるだけ遅らせるとともに、発生の早期発見に努める。

対策の考え方

- 1) 県内発生はほぼ不可避と考えられるが、感染対策の徹底等により、県内発生をできるだけ遅らせるように努め、その間に、市民生活及び地域経済の安定のための準備、ワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 2) 国内外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携し、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

本市が実施する対策の概要

★…新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じ実施する措置

1 実施体制

- ・ 市対策警戒本部の設置，開催
- ★ 市対策本部の設置

2 サーベイランス・情報収集

- ・ 通常のサーベイランスの実施への協力
- ・ 学校サーベイランスの強化への協力

3 情報提供・共有

- ・ 国内発生状況や感染対策等について情報発信の強化
- ・ 個人対策，職場対策等の周知
- ・ 相談窓口体制の充実，強化

4 予防・まん延防止

- ・ 個人対策の普及，職場対策の開始
- ・ 学校等の市施設の感染対策の徹底及び職員の健康管理
- ・ 特定接種の実施
- ・ 住民接種の開始（国が対象者及び接種順位を決定）

5 医療

- ・ 県が行う医療対策に協力

6 市民生活及び地域経済の安定の確保
<ul style="list-style-type: none">・ 遺体の一時的安置施設の確保準備・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ

1 実施体制	
---------------	--

担当部	市民協働部, 保健福祉部
-----	--------------

1-1 国内発生期の判断

- 国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内発生期に入った旨及び変更後の対処方針が公示された場合、その内容を確認する。

1-2 体制強化

- 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、市対策本部事務局が県や関係機関等から情報収集に努め、必要により市対策連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- 国内において新型インフルエンザが発生したと国が発表した場合には、水戸市新型インフルエンザ等対策警戒本部を設置する。ただし、近隣都県で発生等した場合は、市対策本部に切り替える。
- 国が決定した基本的対処方針や県の対策に基づき、必要に応じ会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

1-3 関係機関との連携

- 市内の医療体制の確保や住民への予防接種の実施に当たって、市医師会等関係機関や医療機関と連絡調整を密にし、連携を図る。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【本市の対応について】

【市対策本部の設置等】

- 国が緊急事態宣言を行った場合、特措法に基づき市対策本部を設置するとともに、速やかに市対策本部会議を開催し、今後の対策の基本的方針を決定する。

【参考】

特措法第32条に基づく緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものであり、国が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき時期、区域が公示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

2 サーベイランス・情報収集	
-----------------------	--

担当部	保健福祉部，教育委員会
-----	-------------

2-1 サーベイランス・情報収集

- 本市は、茨城県が行う下記のサーベイランス・情報収集に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

【情報収集】

- 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応，抗インフルエンザウイルス薬，インフルエンザ抗原検出キット，ワクチンの有効性，安全性等について，厚生労働省等関係機関を通じて必要な情報を収集する。（保健予防課，薬務課）

【サーベイランス】

- インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。（保健予防課，保健所，衛生研究所，医療機関）
- 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握，学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施する。（保健予防課，保健体育課，私学振興室，子ども家庭課，保健所，衛生研究所，医療機関，学校等）

3 情報提供・共有	
------------------	--

担当部	市長公室，市民協働部，保健福祉部
-----	------------------

3-1 情報提供

- 市民に対してホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して国内外の発生状況と具体的な対策等を，対策の決定プロセスや，対策の理由，対策の実施主体を明確にししながら，広報班が分かりやすく，できる限りリアルタイムかつ一元的に情報提供を行う。
- 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることから，個人レベルでの感染対策や，感染が疑われ，また患者となった場合の対応等（受診の方法等），市民一人一人がとるべき行動について周知する。また，学校，保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 市民からの問合せ，県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて，市民がどのような情報を必要としているかを把握し，情報提供を行う。

3-2 情報共有

- 国，県や市医師会等関係機関とのインターネットやメール等を活用したできる限りリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し，対策の方針の迅速な伝達と，対策の現場の状況把握を行う。

第3節 国内発生期（県内未発生期）

3-3 相談窓口の充実・強化

- 状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情報提供を行う。
- 国内における発生状況に応じて、相談窓口の充実、強化を図る。

4 予防・まん延防止

担当部	市長公室，総務部，市民協働部，保健福祉部，産業経済部，教育委員会
-----	----------------------------------

4-1 県内での感染拡大防止策の準備への協力

- 本市は、茨城県が行う下記の感染拡大防止策の準備に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

県内での感染拡大防止策の準備に関する県の対策

- 患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請，健康観察の実施，有症時の対応指導等）の準備を進める。（保健予防課，保健所，医療機関）
- 国の基本的対処方針等に基づき，学校・保育施設等の臨時休業等の基本的考え方を提示する。（教育庁，私学振興室，子ども家庭課）

4-2 本市の感染拡大防止策

- 病院，高齢者等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等に対し感染対策を強化するよう要請する。
- 本市が所管する施設（学校，福祉施設等）の管理者は，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行，可能な限り換気，不特定多数の触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理に努める。
- 国，県等と連携して，市民，事業所，福祉施設等に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行，人混みを避ける，時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を周知徹底する。
- 学校，保育施設等における感染対策の実施に資する目安が国から示された場合，関係機関に周知する。

4-3 水際対策への協力

- 本市は，茨城県が行う下記の水際対策について，積極的に情報の収集に努めるとともに，適宜協力を行う。

水際対策に関する県の対策

- 検疫の体制については，国が，病原体の病原性や感染力，海外の状況，国内の状況等を踏まえ，合理性が認められなくなった場合には措置を縮小する。それに伴い，県においても入国者の健康監視を中止する。（国，保健予防課，保健所，空港対策課，港湾課）

4-4 予防接種

(1) ワクチンの供給体制等に関する情報の収集

- 国、県等と連携して、ワクチンの供給体制等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(2) 特定接種

- 国、県等と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の特定接種対象者に対して、集団的な接種を基本に、本人の同意を得て接種を行う。

(3) 住民接種

- 県等と連携して、住民接種の接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- 国の指示を受け、住民接種に関する情報提供を開始する。
- 国の指示を受け、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。
- 接種の実施に当たり、市医師会等関係機関や医療機関と連携して、公共施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

(4) モニタリング

- ワクチン接種を終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

5 医療	
-------------	--

担当部	市民協働部，保健福祉部，消防本部
-----	------------------

5-1 医療

- 本市は、茨城県が行う医療に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

医療に関する県の対策
【医療体制の整備】
○ 帰国者・接触者外来における診療体制を継続するよう、医療機関に要請する。(保健予防課，保健所)
○ 入院患者の受け入れ，サーベイランスの強化，院内感染対策の徹底を要請する。(保健予防課，厚生総務課，保健所)

【患者への対応等】

- 国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。（保健予防課、保健所、衛生研究所、医療機関）

【帰国者・接触者相談センターの充実・強化】

- 国内発生を受け、帰国者・接触者相談センターの充実強化を図り（24時間体制など）、必要に応じ、相談者に対し帰国者・接触者外来の受診を周知する。（保健予防課、保健所）

【医療機関等への情報提供】

- 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。（保健予防課）

【抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用等】

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（薬務課、保健予防課）
- 国と連携し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう、医療機関に対し要請する。（保健予防課、薬務課、保健所）
- 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導するとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。（薬務課）

【医療機関・薬局における警戒活動】

- 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

6 市民生活及び地域経済安定の確保

担当部 市長公室、市民協働部、生活環境部、産業経済部

6-1 事業者の対応等

- 本市は、茨城県が行う下記の事業者への対応策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

事業者の対応等に関する県の対策

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。（保健予防課，中小企業課など関係課所）
- 国と連携し，指定（地方）公共機関等に対し，事業継続に向けた準備を行うよう要請する。（保健予防課，関係課所）

6-2 遺体の火葬・安置

- 県内感染期等において，死亡者が増加し，火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え，一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を開始する。

6-3 市民への呼びかけ

- 市民に対し，食料品，生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【県の対応について】

- 本市は，緊急事態宣言がされている場合に，茨城県が行う下記の対策について，積極的に情報の収集に努めるとともに，適宜協力を行う。

【犯罪の予防・取締り】

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため，犯罪情報の集約に努め，広報啓発活動を推進するとともに，悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

第4節 県内発生早期
○ 県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引続き、感染対策を行う。 2) 医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

本市が実施する対策の概要
★…新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じ実施する措置
1 実施体制
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の設置，開催 ・ 業務継続計画に基づく業務継続
2 サーベイランス・情報収集
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のサーベイランスの実施への協力 ・ 学校サーベイランスの強化への協力
3 情報提供・共有
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内発生状況や感染対策等について情報発信の強化 ・ 個人対策，職場対策等の周知 ・ 相談窓口の継続
4 予防・まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人対策の勧奨，職場対策の徹底 ・ 学校等の臨時休業等の適切実施要請 ・ 学校等の市施設の感染対策の徹底及び職員の健康管理 ・ 住民接種の実施
5 医療
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う医療対策に協力

6 市民生活及び地域経済の安定の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の一時的安置施設の確保準備 ・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ <p>★ 生活関連物資等の価格の安定のための監視，要請</p>

1 実施体制	
---------------	--

担当部	総務部，市民協働部，保健福祉部
-----	-----------------

1-1 県内発生早期の判断

- 県において，県内で新型インフルエンザ等患者が発生したことを受け，国の基本的対処方針等を踏まえ，今後の対策が決定され，県内発生早期に入ったことが公表された場合，その内容を確認する。

1-2 体制強化

- 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には，市対策本部を設置し，県や関係機関等から情報収集に努め，県行動計画を確認するとともに，市対策本部会議を開催し，情報の集約，共有，分析を行う。
- 市内で初めて患者が発生した場合には，ただちに水戸保健所へ連絡するとともに，市対策本部会議を開催し，当面実施すべき具体的な対策を決定し，実施する。
- 各部・課において業務継続計画に基づき，所管する新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。

2 サーベイランス・情報収集	
-----------------------	--

担当部	市民協働部，保健福祉部，教育委員会
-----	-------------------

2-1 サーベイランス・情報収集

- 本市は，茨城県が行う下記のサーベイランス，情報収集に関する対策について，積極的に情報の収集に努めるとともに，適宜協力をを行う。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

【情報収集】

- 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応，抗インフルエンザウイルス薬，インフルエンザ抗原検出キット，ワクチンの有効性，安全性等について，厚生労働省等関係機関を通じて必要な情報を収集する。（保健予防課，薬務課）

【サーベイランス】

- インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(保健予防課, 保健所, 衛生研究所, 医療機関)
- 新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握, 学校等での集団発生の把握の強化を継続する。(保健予防課, 保健体育課, 私学振興室, 子ども家庭課, 保健所, 衛生研究所, 医療機関, 学校等)
- 国等から提供される国内の発生状況をリアルタイムで把握し, 必要な対策を実施する。(保健予防課)

【調査研究】

- 県の発生が国内でも早期にあたる場合には, 発生した患者について, 国の積極的疫学調査チームと協力して, 感染経路や感染力, 潜伏期等の情報を収集, 分析する。(国, 保健予防課, 保健所, 衛生研究所)

3 情報提供・共有

担当部	市長公室, 市民協働部, 保健福祉部
-----	--------------------

3-1 情報提供

- 市民に対してホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して県内の発生状況と具体的な対策等を, 対策の決定プロセスや, 対策の理由, 対策の実施主体を明確にししながら, 広報班が分かりやすく, できる限りリアルタイムかつ一元的に情報提供する。
- 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることから, 個人レベルでの感染対策や, 感染が疑われ, また患者となった場合の対応等(受診の方法等), 市民一人一人がとるべき行動について周知する。また, 学校, 保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 市民からの問合せ, 県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて, 市民がどのような情報を必要としているかを把握し, 情報提供を行う。

3-2 情報共有

- 国, 県や市医師会等関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し, 対策の方針の迅速な伝達と, 対策の現場の状況把握を行う。

3-3 相談窓口の継続・強化

- 県内発生を受け, 相談窓口を継続し, 状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら, 適切な情報提供を行う。また, 相談窓口体制の強化を図る。

4 予防・まん延防止	
-------------------	--

担当部	市長公室，総務部，市民協働部，保健福祉部，産業経済部，教育委員会
-----	----------------------------------

4-1 県内での感染拡大防止策

- 本市は、茨城県が行う下記の県内における感染拡大防止策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

県内での感染拡大防止策に関する県の対策

- 県内発生早期となった場合には、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者の対応（外出自粛要請，健康観察等）などの措置を行う。（国，保健予防課，保健所，医療機関）
- 業界団体等を経由し，又は，直接，住民，事業者等に対して次の要請を行う。（保健予防課，保健所，関係課所）
 - ・ 住民，事業所，福祉施設等に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避ける，時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また，事業所に対し，当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理，受診の勧奨を要請する。
 - ・ 事業者に対し，職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ 国の示す目安に基づき，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し，利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- 病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（保健予防課，保健所，厚生総務課，福祉指導課，子ども家庭課，長寿福祉課，障害福祉課等）

4-2 本市の感染拡大防止策

- 病院，高齢者等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- 本市が所管する施設（学校，福祉施設等）の管理者は，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行，可能な限り換気，不特定多数の触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理に努める。また，新型インフルエンザ等の症状の認められた職員に対しては，出勤停止の措置をとり，受診の勧奨をする。
- 国，県等と連携して，市民，事業所，福祉施設等に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行，人混みを避ける，時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を周知徹底する。
- 市立幼・小・中学校においては，必要に応じて，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うとともに，私立幼・小・中学校等の設置者に対し，必要に応じた臨時休業を要請する。

第4節 県内発生早期

- 市立保育所等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、民間保育園等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置を要請する。
- 臨時休業（休園）の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛する等の徹底を要請する。

4-3 水際対策への協力

- 本市は、茨城県が行う下記の水際対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

水際対策に関する県の対策

- 検疫の体制については、国が、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には措置を縮小する。それに伴い、県においても入国者の健康監視を中止する。（国、保健予防課、保健所、空港対策課、港湾課）

4-4 予防接種

(1) ワクチンの供給体制等に関する情報の収集

- 国、県等と連携して、ワクチンの供給体制等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(2) 住民接種

- 県等と連携して、住民接種の接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- 国の指示を受け、住民接種に関する情報提供を開始する。
- 関係者の協力を得て、住民接種を実施する。
- 接種の実施に当たり、市医師会等関係機関や医療機関と連携して、公共施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

(3) モニタリング

- ワクチン接種を終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【本市の対応について】

【住民接種の実施】

- 市民に対して、特措法第46条の規定に基づく住民接種を実施する。

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言が行われている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。(保健予防課、関係課所)

【感染対策の徹底の要請等】

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、保健所単位)とする。

【学校等の施設の使用制限等の要請等】

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限等(臨時休業や入学試験の延期)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命、健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【職場における感染対策の徹底等】

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設についても、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限等又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命、健康の保護、県民生活、県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

5 医療	
-------------	--

担当部	市民協働部、保健福祉部、消防本部
------------	------------------

5-1 医療

- 本市は、茨城県が行う下記の医療に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力をを行う。

医療に関する県の対策

【医療体制の整備】

- 帰国者・接触者外来における診療体制、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。ただし、患者等が増加してきた段階においては、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(医療機関)

【患者への対応等】

- 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られている可能性が想定されていることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(保健所、保健予防課)
- 茨城県は、必要と判断した場合に、衛生研究所において、PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(衛生研究所、保健所)
- 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に移送する。(保健予防課、保健所、医療機関)

【医療機関等への情報提供】

- 国等から新型インフルエンザの診断、治療に資する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。(保健予防課)

【抗インフルエンザウイルス薬】

- 県内感染期に備え、医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(保健予防課、薬務課、保健所、医療機関)
- 抗インフルエンザウイルス薬、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通を指導する。(薬務課)

【医療機関・薬局における警戒活動】

- 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言が行われている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

【医療、医薬品等の確保】

- 緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売事業者、販売事業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(医療機関、指定（地方）公共機関)

6 市民生活及び地域経済安定の確保	
--------------------------	--

担当部	市長公室，市民協働部，生活環境部，産業経済部，水道部
-----	----------------------------

6-1 事業者の対応等

- 本市は、茨城県が行う下記の事業者への対応策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

事業者の対応等に関する県の対策

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(保健予防課，中小企業課など関係課所)
- 国と連携し、指定(地方)公共機関等に対し、事業継続に向けた準備を行うよう要請する。(保健予防課，関係課所)

6-2 遺体の火葬・安置

- 県内感染期等において、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

6-3 市民への呼びかけ

- 市民に対し、食料品，生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置**【本市の対応について】****【生活関連物資等の価格の安定】**

- 市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言がされている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

【事業者の対応等】

- 指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(関係課所，事業者)

【電気及びガス並びに水の安定供給】

- 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（事業者）
- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、水戸市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（生活衛生課，企業局，水戸市，事業者）

【緊急物資の運送等】

- 緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係課所）
- 緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（薬務課，保健予防課）
- 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（薬務課，保健予防課，関係課所）

【犯罪の予防・取締り】

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

第5節 県内感染期

○ 県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

※ 感染拡大～まん延～患者の減少に至る時期を含む。

対策の目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。

本市が実施する対策の概要

★…新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じ実施する措置

1 実施体制

- ・ 市対策本部の設置，開催
- ・ 業務継続計画に基づく業務継続

2 サーベイランス・情報収集

- ・ 通常のサーベイランスの実施への協力
- ・ 通常の学校サーベイランスへの協力

3 情報提供・共有

- ・ 国内発生状況や感染対策等について情報発信の強化
- ・ 個人対策，職場対策等の周知
- ・ 相談窓口の継続

4 予防・まん延防止
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人対策の勧奨，職場対策の徹底 ・ 学校等の市施設の感染対策の徹底及び職員の健康管理 ・ 住民接種の実施
5 医療
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う医療対策への協力 ・ 在宅療養者への支援（見回り，食事提供，医療機関への移送等）
6 市民生活及び地域経済の安定の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者への生活支援 ・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★ 生活関連物資等の価格の安定のための監視，要請 ★ 遺体の一時的安置施設の確保 ★ 埋葬・火葬の特例等（当該市町村以外での火葬の実施等）

1 実施体制	
---------------	--

担当部	総務部，市民協働部，保健福祉部
-----	-----------------

1-1 県内感染期の判断

- 県において，県内の新型インフルエンザ等の感染拡大状況を受け，国の基本的対処方針等を踏まえ，今後の対策が決定され，県内感染期に入ったことが公表された場合，その内容を確認する。

1-2 体制強化

- 市対策本部会議を開催し，県内の感染状況等に応じた対策を確認する。
- 各部・課は業務継続計画に基づき，所管する新型インフルエンザ等対策業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを優先して継続する。

1-3 関係機関との連携

- 市内の医療体制の確保やワクチンの予防接種の実施に当たって，市医師会等関係機関や医療機関と連絡調整を密にし，連携を図る。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【本市の対応について】

【他の地方公共団体による緊急事態措置の代行等】

- 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては，特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行，応援等の措置の活用を行う。

2 サーベイランス・情報収集	
-----------------------	--

担当部	市民協働部, 保健福祉部, 教育委員会
-----	---------------------

2-1 サーベイランス・情報収集

- 本市は、茨城県が行う下記のサーベイランス、情報収集に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

【情報収集】

- 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応、抗インフルエンザウイルス薬、インフルコ

【サーベイランス】

- 新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常サーベイランスを継続する。また、学校等にお
- 国等から提供される国内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を実施する。(保健予防課)

3 情報提供・共有	
------------------	--

担当部	市長公室, 市民協働部, 保健福祉部
-----	--------------------

3-1 情報提供

- 市民に対してホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用して県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、広報班が分かりやすく、できる限りリアルタイムかつ一元的に情報提供する。
- 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることから、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応等（受診の方法等）、市民一人一人がとるべき行動について周知する。また、学校、保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- 市民からの問合せ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているかを把握し、情報提供を行う。

3-2 情報共有

- 国、県や市医師会等関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

3-3 相談窓口の継続

- 相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定等を踏まえながら、適切な情

報提供を行う。

4 予防・まん延防止	
-------------------	--

担当部	市長公室，総務部，市民協働部，保健福祉部，産業経済部，教育委員会
------------	----------------------------------

4-1 県内での感染拡大防止策

- 本市は、茨城県が行う下記の県内における感染拡大防止策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

県内での感染拡大防止策に関する県の対策

- 業界団体等を経由し、又は直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。(保健予防課，関係課所)
 - ・ 住民，事業所，福祉施設等に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避ける，時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また，事業所に対し，当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理，受診の勧奨を要請する。
 - ・ 事業者に対し，職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ，必要に応じて，学校，保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに，学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
 - ・ 公共交通機関等に対し，利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- 病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引続き要請する。(保健予防課，保健所，厚生総務課，福祉指導課，子ども家庭課，長寿福祉課，障害福祉課等)
- 県内感染期となった場合は，患者の治療を優先することから，国と連携し，医療機関に対し患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに，患者の同居者に対する予防投与については，国の決定を受けて，その継続の有無を医療機関へ伝達する。(保健予防課，保健所)
- 県内感染期となった場合は，患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請，健康観察等）は中止する。(保健予防課，保健所)

4-2 本市の感染拡大防止策

- 病院，高齢者等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- 本市が所管する施設（学校，福祉施設等）の管理者は，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがいの励行，可能な限り換気，不特定多数の触れる箇所の消毒等の徹底を図るとともに職員の健康管理を徹底する。また，新型インフルエンザ等の症状の認められた職員

に対しては、出勤停止の措置をとり、受診の勧奨をする。

- 国、県等と連携して、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を周知徹底する。
- 市立幼・小・中学校においては、必要に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うとともに、私立幼・小・中学校等の設置者に対し、必要に応じた臨時休業を要請する。
- 市立保育所等において、必要に応じ、臨時休園の措置を講じるとともに、民間保育園等の設置者に対し、必要に応じた臨時休園の措置を要請する。
- 臨時休業（休園）の実施に当たっては、家庭での感染対策や不要な外出を自粛する等の徹底を要請する。

4-3 水際対策への協力

- 本市は、茨城県が行う下記の水際対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

【水際対策に関する県の対策】

- 検疫の体制については、国が、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には措置を縮小する。それに伴い、県においても入国者の健康監視を中止する。（国、保健予防課、保健所、空港対策課、港湾課）

4-4 予防接種

- 予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【本市の対応について】

【住民接種の実施】

- 市民に対して、特措法第46条の規定に基づく住民接種を実施する。

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言が行われている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。(保健予防課、関係課所)

【感染対策の徹底の要請等】

- ・ 特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

【学校等の施設の使用制限等の要請等】

- ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

なお、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【職場における感染対策の徹底等】

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、要請・指示を行う。

なお、特措法第45条第3項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

5 医療	
-------------	--

担当部	市長公室、市民協働部、保健福祉部
------------	------------------

5-1 医療

- 本市は、茨城県が行う下記の医療に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

医療に関する県の対策

【患者への対応等】

- 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院

措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。(医療機関)

- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。(保健予防課)
- 必要に応じ、市町村、医療機関、県医師会、市郡医師会等に対し、ピーク時に対応する病床の確保、診療時間の延長、外来診療の拡充、小児患者の受入れ体制の強化、休日夜間体制の拡充等を依頼する。(厚生総務課、保健予防課)
- 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行しファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。(厚生総務課、薬務課)
- 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(厚生総務課、医療対策課、保健予防課、薬務課)

【医療機関等への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。(保健予防課)

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

- 県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、不足している地域がある場合には、県備蓄分を放出する。さらに不足している場合には、国備蓄分の放出を要請する。(薬務課)

【医療機関・薬局における警戒活動】

- 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言が行われている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

【医療、医薬品等の確保】

- 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地

方) 公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(医療機関、指定(地方)公共機関)

【臨時の医療施設の設置等】

- 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。(厚生総務課、保健予防課、保健所)
- 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(厚生総務課、保健予防課、保健所)

5-2 在宅で療養する患者への支援

- 国及び県と連携して、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

6 市民生活及び地域経済安定の確保

担当部	市長公室、市民協働部、生活環境部、保健福祉部、産業経済部、水道部
-----	----------------------------------

6-1 事業者の対応

- 本市は、茨城県が行う下記の事業者への対応策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

事業者の対応等に関する県の対策

- 事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(保健予防課、中小企業課など関係課所)

6-2 市民への呼びかけ

- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

6-3 要援護者の生活支援

- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置**【本市の対応について】****【埋葬・火葬の特例等】**

- 県の要請にも応じながら、可能な限り火葬炉を稼働させるように努める。
- 県の要請にも応じながら、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。
- 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言がされている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

【業務の継続等】

- 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。（事業者）

【電気及びガス並びに水の安定供給】

- 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（事業者）
- 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、水戸市、指定（地方）公共機関は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（生活衛生課、企業局、水戸市）

【緊急物資の運送等】

- 緊急の必要がある場合には、運送業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係課所）
- 緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（薬務課、保健予防課、関係課所）

【物資の売渡しの要請等】

- 対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売り渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により、

当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。(関係課所)

特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係課所)

【生活関連物資等の価格の安定等】

- 国、県、水戸市は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査、監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(国、関係課所、水戸市)
- 国、県、水戸市は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口、情報収集窓口の充実を図る。(国、関係課所、水戸市)
- 国、県、水戸市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(国、関係課所、水戸市)

【犯罪の予防・取締り】

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

【埋葬・火葬の特例等】

- 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(生活衛生課)

第6節 小康期

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状況。

対策の目的
市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、薬品等調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。
3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

本市が実施する対策の概要	
★…新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じ実施する措置	
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策の評価，見直し ・ 市対策本部の廃止 ・ 縮小・中止していた業務の再開
2 サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常のサーベイランスの実施への協力 ・ 再流行に備え，学校サーベイランスの強化への協力
3 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波に備えた情報提供 ・ 情報提供のあり方の評価，見直し ・ 相談窓口の体制の縮小
4 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波に備え，個人対策，職場対策の周知徹底 ・ 第二波に備え，住民接種の実施
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う医療対策への協力
6 市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者としての適切な行動の呼びかけ
	★ 緊急事態措置の縮小，中止

1 実施体制	
---------------	--

担当部	総務部，市民協働部，保健福祉部
-----	-----------------

第6章 小康期

1-1 小康期の判断

- 県において、県内の新型インフルエンザ等の流行の終息を受け、小康期に入ったことが公表された場合、その内容について確認する。

1-2 通常の業務体制への移行

- 業務継続計画に基づき、縮小、中止していた市の業務を再開する。

1-3 対策の評価・見直し

- これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画やガイドライン等の見直し、県行動計画やマニュアル等の見直しを踏まえ、必要に応じて、市行動計画、マニュアル等の見直し等を行う。

1-4 市対策本部の廃止

- 政府及び県対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。
- 国が緊急事態の必要がなくなったとし、緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。また、特措法第34条第1項に基づく市対策本部は廃止し、国、県の動向を踏まえ、特措法に基づかない対策本部の継続の有無について決定する。

【参考】

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときとは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活、国民経済の状況等を総合的に考慮し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定することとされている。

2 サーベイランス・情報収集

担当部

市民協働部、保健福祉部、教育委員会

2-1 サーベイランス・情報収集

- 本市は、茨城県が行う下記のサーベイランス、情報収集に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

サーベイランス・情報収集に関する県の対策

【情報収集】

- 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各県の対応等について、厚生労働省等関係機関を通じて

【サーベイランス】

- 通常のサーベイランスを継続する。（保健予防課，保健所，衛生研究所，医療機関）
- 再流行を早期に探知するため，学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。（保健

3 情報提供・共有

担当部	市長公室，市民協働部，保健福祉部
-----	------------------

3-1 情報提供

- ホームページや広報紙等利用可能なあらゆる媒体を活用し，小康期に入ったことを市民周知するとともに，流行の第二波に備え，市民への情報提供と注意喚起を行う。
- 市民から相談窓口寄せられた問合せ，関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ，情報提供のあり方を評価し，見直しを行う。

3-2 情報共有

- 国，県や市医師会等関係機関とのインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し，第二波に備えて体制について見直しを行う。

3-3 相談窓口の縮小

- 国，県等の状況を見ながら相談窓口を縮小する。

4 予防・まん延防止

担当部	保健福祉部，産業経済部
-----	-------------

第6章 小康期

4-1 本市の感染拡大防止策の継続

- 流行の第二波に備え、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を周知徹底する。

4-2 予防接種

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を進める。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【本市の対応について】

【住民接種の実施】

- 流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づく住民接種を実施する。

5 医療

担当部	保健福祉部
-----	-------

5-1 医療

- 本市は、茨城県が行う下記の医療に関する対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

医療に関する県の対策

【医療体制】

- 新型インフルエンザ等発生前の通常 of 医療体制に戻す。(医療機関)
- 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。(医療機関)

【抗インフルエンザウイルス薬等】

- 国から示される、国内外の新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療方針について、関係機関に周知する。(保健予防課、薬務課)
- 流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キットの流通確認を行う。(薬務課、保健予防課)

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置

【県の対応について】

- 本市は、緊急事態宣言がされている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

【緊急事態措置の縮小、中止】

- 必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

5-2 在宅で療養する患者への支援

- 国、県と連携して、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関からの要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

6 市民生活及び地域経済安定の確保

担当部	市長公室、市民協働部
-----	------------

6-1 市民への呼びかけ

- 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合の追加的措置**【県の対応について】**

- 本市は、緊急事態宣言がされている場合に、茨城県が行う下記の対策について、積極的に情報の収集に努めるとともに、適宜協力を行う。

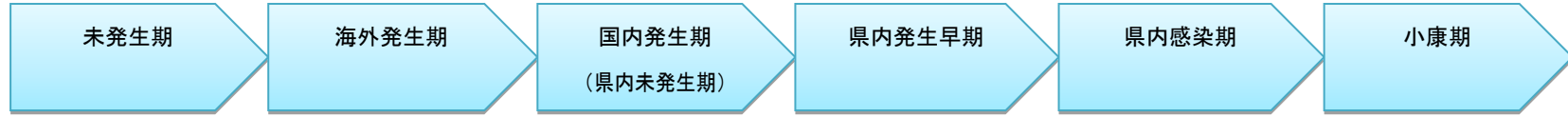
【業務の再開】

- 事業者に対し、県内の流行状況を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のため、縮小、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（保健予防課、中小企業課など関係課所）
- 指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。（保健予防課、関係課所）

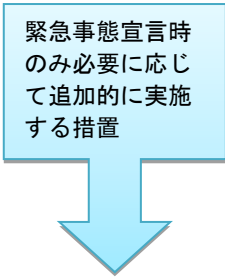
【新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等】

- 県、水戸市、指定（地方）公共機関は、国と連携し、国内（県内）の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小、中止する。（保健予防課、関係課所、水戸市、事業者）

5 発生段階ごとの主な対策



	未発生期	海外発生期	国内発生期 (国内未発生期)	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> 国内（県内）発生をできる限り遅らせる 国内（県内）発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生をできる限り遅らせる 県内の発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策の実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制，社会経済活動の回復
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画等の策定 取組体制の整備や連携強化 業務継続計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 国：政府対策本部設置 県：県対策本部設置 市対策連絡会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策警戒本部の設置（近隣都県で発生等の場合は市対策本部に切り替える） 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置 業務継続計画に基づく業務継続 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の廃止 業務継続計画に基づく業務再開 	<ul style="list-style-type: none"> 政府対策本部の廃止 県対策本部の廃止 市対策本部の廃止 縮小，中止していた業務の再開
2 サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 国，県からの情報収集 県：通常のサーベイランスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県：サーベイランスの強化 患者全数把握開始 学校サーベイランス 			<ul style="list-style-type: none"> 県：通常のサーベイランスに戻す 患者全数把握の中止 	
3 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供体制の整備 基本的な感染対策の情報提供，個人対策の普及 相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 海外発生状況等の情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生状況等の情報提供 個人対策，職場対策等の周知 相談窓口体制の充実，強化 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え情報提供 情報提供のあり方の評価・見直し 相談窓口体制の縮小 	
4 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人対策の普及，職場対策の周知 衛生資機材（マスク，消毒液等）の備蓄 予防接種体制（特定接種，住民接種）の検討，構築 	<ul style="list-style-type: none"> 学校等の市施設の感染対策の実施 特定接種の準備，開始 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 個人対策の普及，職場対策の開始 学校等の市施設の感染対策の徹底及び職員の健康管理 特定接種の実施 住民接種の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 個人対策の勧奨，職場対策の徹底 学校等の臨時休業等適切実施 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備え対策の周知徹底 住民接種の実施 	
5 医療	<ul style="list-style-type: none"> 県：地域医療体制の整備 救急隊員等搬送従事者用個人防護具の備蓄 国県：抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 県：帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県：帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの継続 	<ul style="list-style-type: none"> 県：必要に応じて一般医療機関における診療開始要請 	<ul style="list-style-type: none"> 県：帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターの中止 一般医療機関における診療実施 在宅療養者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 県：平常の医療体制に戻す
6 市民生活及び地域経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握，生活支援方法の検討，決定 火葬能力，遺体安置施設等の把握 火葬作業用手袋・マスク等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の一時的安置施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切行動の呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の価格の安定のための監視・要請 社会機能維持の要請 遺体一時安置施設の確保 埋葬・火葬の特例実施等



<ul style="list-style-type: none"> 特措法第 34 条に基づく市対策本部の設置 他自治体からの応援 他自治体への応援
<ul style="list-style-type: none"> 県：外出自粛要請や施設の使用制限要請 特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種
<ul style="list-style-type: none"> 県：臨時的医療施設の設置等
<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の価格の安定のための監視・要請 社会機能維持の要請 遺体一時安置施設の確保 埋葬・火葬の特例実施等

【用語解説】

※アイウエオ順

○ アジアインフルエンザ（1957－1958）

1957年に中国南西部で発生し世界的に流行したインフルエンザ。ウイルスはA型のH2N2亜型で、死者は100～200万人、日本ではおよそ3,000万人がり患し、5,700人が死亡した。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集剤（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型（派生的な型のこと）に分類される。（いわゆるA／ソ連型（H1N1）、A／香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ OIE（国際獣疫事務局）

1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした政府間組織のこと。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊第一種感染症指定医療機関：一種感染症、二種感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに対応する電話窓口。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫等の暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。感染症サーベイランスとは、インフルエンザを含め、患者の発生状況を統一的な手法で持続的に収集・分析し、得られた情報を疾病の予防と対策のために迅速に還元するものである。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のこ

とを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

平成 21 年 (2009 年) 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、平成 23 年 (2011 年) 3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称について「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に感染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ スペインインフルエンザ（1918－1919）

1918年に米国とヨーロッパにて始まり、第1次世界大戦中のヨーロッパなどに広がり、全世界で猛威を振るった新型インフルエンザ。記録にある限りで人類が遭遇した最初のインフルエンザの大流行(パンデミック)である。ウイルスはA型のH1N1亜型で、世界で感染者5億人、死亡者4,000～5,000万人とも言われている。日本では、国民の4割の約2,300万人が感染し、約38万人が死亡したとされている。アメリカ発にも関わらずスペインインフルエンザと呼ぶのは、情報がスペイン発であったためである。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。具体的にいうと、届出情報だけでは得られない情報（感染経路、転帰までの症状及び治療経過、基礎疾患、接触者の情報）を、保健所等の積極的な訪問等により収集すること。

○ 致死率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長時間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、すべての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつワクチンを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお疫学的には、病原性が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原性の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。